



令和3年9月施行

日野町中小企業・小規模企業振興基本条例を施行しました

日野町では、町の産業振興の歴史的経緯、中小企業・小規模企業が果たす役割を踏まえ、日野町中小企業・小規模企業振興基本条例を令和3年9月に施行しました。本条例は、中小企業・小規模企業をはじめ、町、大企業、町民、金融機関、商工会等が連携し、一体となって、中小企業・小規模企業の事業の持続的発展を図り、日野町の地域経済の活性化と町民生活の向上を図るための理念条例として定めたもので、本条例の基本理念にもとづき、中小企業・小規模企業の振興に取り組みます。

基本理念

中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済や雇用を支える担い手として、また、地域コミュニティの維持発展に重要な役割を果たしているという基本的認識の下、次の事項を基本的理念として行います。

①中小企業者・小規模企業者の経営の向上、改善に対する主体的な努力の促進が図られていること。

②中小企業・小規模企業の成長発展と、その事業の持続的発展が図られること。

③町、県、国、中小企業者・小規模企業者、大企業者、金融機関、商工会等が連携するとともに、町民が協力すること。

④中小企業者・小規模企業者の経営規模および形態等に応じ、十分な配慮がなされていること。

基本的施策

基本理念と日野町総合計画に基づいて、中小企業・小規模企業の振興のため、次の施策に取り組みます。

1. 経営基盤の強化、経営企業基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開への支援
2. 事業承継、創業促進
3. 人材の確保、育成のための雇用の促進、職業能力の開発・向上
4. 中小企業者・小規模企業者以外の連携促進
5. 資金の円滑な供給のための融資制度、信用補完事業の充実
6. 調査、情報の収集・提供等
7. 地域コミュニティの維持発展等
8. その他、中小企業・小規模企業の振興に関すること

